

特定複合観光施設区域整備推進会議

取りまとめ

～主な政令事項に係る基本的な考え方～

平成30年12月4日

特定複合観光施設区域整備推進会議

目次

はじめに～主な政令事項の検討に当たって～	2
I. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な要件の考え方	3
1. 国際会議場施設及び展示等施設の要件	6
2. 魅力増進施設の要件	10
3. 送客施設の要件	12
4. 宿泊施設の要件	14
II. 専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限の考え方	16
III. IR 区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設の考え方	17
IV. マネー・ローンダリング対策（本人確認等の対象となる特定取引の範囲・現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲）の考え方	19
V. カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪の考え方	21
VI. カジノ施設の入場規制（日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外の考え方	23
VII. その他の主な政令事項の考え方	25
おわりに	26
（参考資料 1）特定複合観光施設区域整備推進会議 委員名簿	
（参考資料 2）本取りまとめに係る特定複合観光施設区域整備推進会議 開催実績	
（参考資料 3）IR 整備法案の国会審議における中核施設に係る主な政府答弁	
（参考資料 4）アジア・大洋州主要国の国際会議開催件数（1991～2017） アジア・大洋州主要国の国際会議開催件数に対する日本のシェア推移（1991～2017）	
（参考資料 5）世界の国際会議の規模別開催件数（2015 年～2017 年合計）	
（参考資料 6）我が国の展示会等の規模別開催件数（2015 年～2017 年合計）	
（参考資料 7）我が国の主な国際会議場施設の概要	
（参考資料 8）我が国の主な展示施設の概要	
（参考資料 9）アジア・大洋州で行われた主な大規模国際会議の会場（2015～2017 年）	
（参考資料 10）送客施設について	

はじめに～主な政令事項の検討に当たって～

平成 29 年 7 月に取りまとめた「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」を基に、政府において作成された法案が、第 196 回国会の審議を経て、平成 30 年 7 月 27 日に特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「IR 整備法」という。）として公布されたところであるが、今後、運用に向けて、更なる詳細な制度設計が必要となる。

今後、様々な政省令等について検討が必要となるが、本推進会議としては、本年度末を目途に制度設計が必要となる特定複合観光施設（以下「IR」（Integrated Resort）という。）を構成する中核施設の要件と併せて、専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限等の重要事項を定める政令に関する「基本的な考え方」について検討を行った。

特定複合観光施設区域整備法案に対する附帯決議（平成 30 年 7 月 19 日参議院内閣委員会。以下「附帯決議」という。）第 30 項において、「政府は、本法に基づく政省令等を定めるに当たっては、国会における議論を踏まえて検討を行うとともに、国会及び国民に対し十分な説明を尽くすこと」とされていることから、国会における議論や IR 整備法の趣旨等を踏まえ、本推進会議として、それぞれの論点に関する「基本的な考え方」について検討を行った。

I. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な要件の考え方

IR とは、IR 整備法第 2 条第 1 項において、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示等施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光旅客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む。）とされており、IR 整備法で必置とされている①～⑤の中核施設の要件については政令において定めることとされている。

中核施設の具体的な要件の検討に当たっては、日本型 IR を整備することの意義及びその中での中核施設の位置付け、中核施設の整備・運営により達成される公益性等を踏まえる必要がある。

これらの点については、IR 整備法案の国会審議の際に、

- ・ 日本型 IR は、これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート施設として世界中から観光客を集め、日本各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食等の魅力を紹介し、IR 区域への来訪客を全国各地に送り出すことにより、IR が世界と日本の各地とをつなぐ交流のハブとなり、世界中から観光客を集める滞在型観光の推進に資するものであること、
- ・ 日本型 IR は、これまでにないような国際的な MICE¹ビジネスを展開し、新たなビジネスの起爆剤となるものであること、
- ・ IR で実現されるカジノ以外の中核施設の付加価値が究極の IR 制度の目的であること、
- ・ IR 制度の設計については、全国的な観点から見ても、日本が国際競争力の高い、そして魅力ある観光政策を推進できるものにしていくという意識が明確になっているということ、
- ・ IR の中核施設の要件については、IR が立地される地域の特性が様々であることも十分に踏まえつつ、我が国を代表することとなる規模等とすること、我が国の魅力を分かりやすく発信すること等を政令等において規定する予定であり、さらに、国際競争力の高い魅力ある IR でなければ区域整備計画の認定を行わないこととしていること、
- ・ 区域整備計画の申請は、全ての都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が行えることとなっており、各地域において、それぞれの特色をいかした創意工夫のある区域整備計画が作成されることを期待していること、
- ・ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議（平

¹企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

成 28 年 12 月 13 日参議院内閣委員会) 第 2 項で示された刑法の賭博に関する法制との整合性に関する 8 つの観点のうち、特に、「目的の公益性」の観点に関しては、IR 整備法が、カジノ収益の内部還元による IR 区域整備を通じた観光及び地域経済の振興等を具体化した諸制度になっており、具体的にはカジノ事業収益が活用され、1 つの IR 事業者により IR 事業が一体的・継続的に行われることを区域整備計画の認定基準としていること、といった答弁がされている。

さらに、附帯決議第 2 項においても、「各施設が設置運営事業等の公益性を確実に担保するものとなるよう留意すること」とされていることから、これらの点を十分に踏まえる必要がある。

これらを踏まえると、日本型 IR の中核施設の要件の検討に当たっては、以下の 3 つの基本的な視点が導き出されることから、これらに基づき具体的な要件を検討する必要がある。これにより、中核施設の性格に応じ我が国独自の強みをいかした、国際競争力の高い魅力ある IR が実現できるのではないか。

<基本的な視点>

基本的な視点 1：我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容

IR 区域整備の目的が「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現すること」とされていることに鑑み、IR が我が国を「観光先進国」へと引き上げることに資する内容の施設とすべき。

具体的には、日本型 IR の中核施設として、これまでに我が国において行われてきたものに加え、これまでにないような国際的な MICE ビジネス等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、また、世界に向けて日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集める、我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容の施設とすべき。

基本的な視点 2：これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模

カジノ事業免許の申請に当たっては、少なくとも政令で定める中核施設の要件を満たす IR を含む区域整備計画の認定が前提となっている。

このカジノ事業免許については、刑法で禁止されている賭博行為（カジノ行為）を民間事業者に対して特権的例外として認めるものであることから、その前提となる政令で定める中核施設の要件について、ナショナル・プロジェクトとしてふさわしい IR 事業の「公益性」を確保する外形的な要件とすべき。

具体的には、カジノ収益を活用して整備を行うべき施設の外形的な要件として、これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模

の施設とすべき。

基本的な視点 3：民間の活力と地域の創意工夫

上記 2 点を前提とした上で、IR 事業の効果を最大化するため、中核施設を構成する各施設や立地地域の特性が様々であることを踏まえ、民間の活力と地域の創意工夫をいかせるもの とすべき。

1. 国際会議場施設及び展示等施設の要件

<政令の方向性>

国際会議場施設及び展示等施設に係る具体的な要件については、IR 事業の効果を最大化するためにも、以下の3類型を設け、そのうちいずれを選択するかは、都道府県等や民間事業者に委ねるべき。

- ①「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設であって、「一般的な規模の展示会²」に対応できる展示等施設を併設するもの

《具体的な要件》

【国際会議場施設】

- ・ 国際会議場施設で開催される国際会議のうち、我が国で開催される可能性がある国際会議の全てに対応可能な規模を有すること。
- ・ 少なくとも、複数の「大規模な国際会議」を同時に開催することが可能な規模を有すること。
- ・ 最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有すること。

【展示等施設】

- ・ 「一般的な規模の展示会」に対応可能な規模を有すること。

- ②「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設であって、「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設を併設するもの
- 《具体的な要件》

【展示等施設】

- ・ 「極めて大規模な展示会」にも対応可能な規模を有すること。
- ・ 少なくとも、複数の「大規模な展示会」を同時に開催することが可能な規模を有すること。

【国際会議場施設】

- ・ 「一般的な規模の国際会議」に対応可能な規模を有すること。
- ・ 最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有すること。

- ③「大規模」な「国際会議及び展示会」が開催可能な規模を有し、バランスが取れている総合的な MICE 施設

《具体的な要件》

【国際会議場施設】

² IR 整備法第2条第1項第2号に規定する「展示会、見本市その他の催し」のことをいう。以下同じ。

- ・ 「大規模な国際会議」にも対応可能な規模を有すること。
- ・ 少なくとも、複数の「一般的な規模の国際会議」を同時に開催することが可能な規模を有すること。
- ・ 最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有すること。

【展示等施設】

- ・ 「大規模な展示会」にも対応可能な規模を有すること。
- ・ 少なくとも、複数の「一般的な規模の展示会」を同時に開催することが可能な規模を有すること。その際、絶え間なく、展示会が開催できるような規模を有すること。

<整理の考え方>

(1) MICE 施設の特徴について

国際会議と展示会は①開催規模、②市場特性、③一般的な形式等において、それぞれ、以下のような特徴を有している（表1参照）。

①開催規模については、その規模が大きくなればなるほど開催数がより限定的となるため、開催規模に対して開催数は反比例しており、「一般的な規模」で数多く開催されるもの（カテゴリー1）、「大規模」で一定数開催されるもの（カテゴリー2）、「極めて大規模」で開催数が限定的なもの（カテゴリー3）の3類型に分類できる。

②市場特性については、国際会議においては、世界中の都市で持ち回り開催されるため、その施設は国際会議市場を同一とする他国の施設に伍するものとする必要がある。一方で、展示会においては、開催地の市場毎に需要を掘り起こして立ち上げ、定着させるものであり、我が国の市場特性を十分に踏まえた内容とする必要がある。

③一般的な形式等については、国際会議においては、会議参加者の大多数が出席する全体会議と分科会等で構成されることが通例であり、これらに対応するためには、全体会議と同規模以上の収容人数を有する中小会議室群が必要となる。また、展示会においては、その開催が特定の曜日に集中することに加え、開催日前後に準備・撤収のための期間が必要であることから、日程調整が制約となり、また、繁閑の差が大きくなる可能性がある。このため、同時に複数の展示会を行うことが可能な規模とする必要がある。

(表 1 : 国際会議及び展示会の特徴の分析)

	国際会議の特徴	展示会の特徴
開催規模	<p>○国際会議場施設で開催される国際会議は、参加人数に着目して、以下の3類型に分類できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数多く開催される「一般的な規模の国際会議」(カテゴリ-1) ・一定数開催される「大規模な国際会議」(カテゴリ-2) ・開催数が限定的である「極めて大規模な国際会議」(カテゴリ-3) 	<p>○展示会は、展示等面積に着目して、以下の3類型に分類できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数多く開催される「一般的な規模の展示会」(カテゴリ-1) (B to Bの一般的な見本市等) ・一定数開催される「大規模な展示会」(カテゴリ-2) (B to Bの大規模な見本市等) ・開催数が限定的である「極めて大規模な展示会」(カテゴリ-3) (B to C/C to Cのショー等)
各々の市場特性	<p>○学会・団体・企業等が世界中の各都市で持ち回りで定期開催する国際会議を、各国が誘致する構図。</p> <p>例) 2015年にマリーナ・ベイ・サンズで開催された「Sibos」(毎年開催される国際金融系会議)は、その後、ジュネーブ(2016年)、トロント(2017年)、シドニー(2018年)で開催され、2019年はロンドンで開催される予定である。</p>	<p>○展示会は、当該展示会が開催される背後圏に影響を受けるため、世界中で持ち回りで開催されるものではなく、市場毎に需要を掘り起こして立ち上げ、同じ場所で定期的に行い、定着させるものである。</p> <p>○近年は、ニッチな新たなテーマによる展示会を創造し、世界中から出展者やバイヤーを集める試みが行われている。</p> <p>例) 2018年に幕張メッセで開催された「FOODEX JAPAN 2018」では83か国・地域から3,466社(うち海外社は2,153社)が出展し、来場登録者の13.7%が外国人であった。</p>
一般的な形式等	<p>○国際会議は、一般的な形式として、会議参加者の大多数が一堂に会するプレナリー(全体会議)とブレイクアウト(分科会等)等で構成される。</p> <p>例) 2017年の国際自動車連盟総会(フランス・トゥールーズ)では、プレナリーの後、29の分科会に分かれて会議が行われた。2023年の同総会はパシフィック横浜で開催予定であり、同様のプログラム形式で開催されることが想定されている。</p>	<p>○開催日前後に誘客が見込めない準備・撤収日が数日必要になるため、誘客効果に波動がある。</p> <p>○特定の曜日に需要が集中するため、日程調整が開催の制約要因になる。</p> <p>例) 2018年に開催されるイベントの約69%が水曜日からの開催になっている(2017年12月15日現在)。</p>

(2) 基本的視点との関係について

これらの特徴を踏まえた上で、基本的な視点との関係性を整理すると以下のとおりである。

【基本的な視点1との関係】

日本型 IR の MICE 施設には、これまでに我が国において行われてきたものに加え、これまでにないような新たな MICE ビジネスを展開できるものであることが求められている。

この観点からは、MICE 施設は、まずもって、これまでに我が国において行われてきた国際会議及び展示会の大半をカバーすることが前提であり、少なくとも、

- ・ カテゴリ 1 の国際会議及び展示会が開催可能な規模を有する施設
- ・ 国際会議は一般的に全体会議及び分科会等で構成されるため、単に最大の会議室の収容人数において必要な規模を有するだけでなく、それと同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有する施設

の整備を求めることが必要である。

さらに、これまでに我が国で対応できなかった新たな MICE ビジネスを展開するためには、国際会議場施設又は展示等施設のいずれかとして、又は総合的な MICE 施設として、知名度を上げ、国・都市の国際競争力を強化するとともに、繁閑の平準化を図り誘客効果を最大化させる必要があることから、以下 a.又は b.のいずれかに対応することを求めることが必要である。

- a. これまでに我が国で対応できなかったカテゴリ 3 の国際会議又は展示会に対応できる規模を有するとともに、カテゴリ 2 の複数の国際会議又は展示会を同時に開催できる規模を有すること
- b. カテゴリ 2 の国際会議及び展示会の双方を同時に開催できる規模を有するとともに、カテゴリ 1 の複数の国際会議及び展示会を同時に開催できる規模を有すること

【基本的な視点 2 との関係】

ナショナル・プロジェクトとして公益性を有する、これまでにないスケールの MICE 施設をカジノ収益を活用して整備することを担保する観点からは、相当程度大規模な MICE 施設を整備することが必要である。

これを踏まえると、これまでに我が国において行われてきた国際会議及び展示会の大半をカバーできる規模であることに加え、上記 a.又は b.のいずれかのクオリティを満たす規模を有する MICE 施設であれば、これまでにないスケールを備えた国際競争力を有する施設になる。

この際、外形的な要件を表す指標として、国際会議や展示会の開催規模が参加人数や展示等面積に着目していることから、それぞれ「収容人数」と「有効展示等総面積」とすることが適切である。

【基本的な視点 3 との関係】

IR の施設構成や立地地域によって、国際会議と展示会のいずれか、または双方に優位性を有するのかは異なると考えられる。IR 事業の効果を最大化するためにも、MICE 施設の類型として、上記「政令の方向性」に記載した 3 類型を設け、いずれを選択するかは都道府県等や民間事業者の創意工夫に委ねることが適切である。

なお、国際会議場施設と展示等施設の双方に該当し得る施設が、いずれに該当するかは、その施設のスペックが国際会議場施設と展示等施設のどちらの要件をより満たしているのか、その施設の主たる目的が何かなどを踏まえて総合的に判断すべきである。

2. 魅力増進施設の要件

<政令の方向性>

魅力増進施設については、以下の①又は②のいずれかを選択できる こととした上で、③の要件を満たす機能を有するもの とすべき。いずれの場合も、具体的なコンテンツの内容 やその 具体的な発信手法 については、都道府県等や民間事業者の創意工夫に委ねる べき。

①多様なコンテンツを、内容に応じた発信手法に絞った上で、魅力を幅広く伝える 《具体的な要件》

- ・ 世界中の観光客から幅広い理解を得るために、演劇・演芸、スポーツ、料理等のうち特定のジャンルについて、全国各地に存在するコンテンツや、コンテンツの歴史的背景等を 総合的かつ体系的にまとめ、分かりやすく発信すること。
- ・ コンテンツの内容に最も適した発信手法として、展示、鑑賞、体験、販売・消費等のいずれかに絞った 上で発信すること。

②コンテンツを絞った上で、多様な発信手法を活用し、魅力をより深く伝える 《具体的な要件》

- ・ 世界中の観光客から高い関心を示してもらうために、演劇・演芸、スポーツ、料理等の ジャンルの中から更に、歌舞伎や落語、相撲、和食等のテーマに絞った 上で発信すること。
- ・ 展示、鑑賞、体験、販売・消費等施設が有する あらゆる発信手法を活用 すること。

③上記①②に共通して、魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組み 《具体的な要件》

- ・ 施設の誘客効果を常に維持・向上させるため、何度訪れても新たな魅力に気づき、更なる来訪が促せるよう、新たなコンテンツの創造や、発信手法の工夫による既存コンテンツの発展に、都道府県等や民間事業者が取り組む ことを求める。

<整理の考え方>

(1) 基本的な視点との関係について

【基本的な視点1との関係】

日本各地に存在する豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食等の魅力的なコンテンツや、新たに創造されるコンテンツを、これまでになくクオリティで世界に向けて発信し、世界中の観光客から幅広い関心・理解等が得られるようにするためには、我が国が有する多様な「コンテンツ」を磨き上げ、これらを効果的に「発信」する必要がある。このため、当該施設で発信されることとな

る「コンテンツ」及びその「発信手法」に着目した要件を定めることが必要である。

また、IR を構成する誘客施設としてその効果を維持・向上させるためには、コンテンツが陳腐化しないよう、継続的に、コンテンツを磨き上げ、その発信手法を工夫することを求めることも重要である。

【基本的な視点 2 との関係】

ナショナル・プロジェクトとして、魅力増進施設をカジノ収益を活用して整備する以上、これまでにないスケールで日本の魅力を発信することが必要である。しかしながら、施設に求められる要件はコンテンツの内容、その発信手法に応じて大きく異なる。

コンテンツの内容及びその発信手法に着目し、これまでにないクオリティで大規模に世界に向けて魅力を発信することを求めれば、その当然の帰結として、その内容及び活動において我が国を代表することとなる規模になると考えられる。このため、施設の規模については、一定の要件を求めるのではなく、コンテンツの内容及びその発信手法に関して、上記【基本的な視点 1 との関係】に記載された内容を満たすものであることを要件とすれば足りる。

【基本的な視点 3 との関係】

コンテンツの内容及びその発信手法に着目した上で、効果的な発信手法を検討すると、

- ①多様なコンテンツについて、その内容に応じた発信手法に絞った上で、魅力を幅広く伝える
 - ②コンテンツを絞った上で、多様な発信手法を活用し、魅力をより深く伝える
- という 2 つが考えられる。

しかしながら、発信されるコンテンツの内容はそれぞれの IR により異なり、その発信手法もコンテンツの内容に応じて変わり得ることから、少なくとも上記①又は②の手法によって、魅力を伝えることを要件とし、具体的なコンテンツの内容及びその発信手法は、都道府県等や民間事業者の判断に委ねることが適切である。

3. 送客施設の要件

<政令の方向性>

送客施設については、以下の①～④の全ての要件を満たすもの とすべき。

① ショーケース機能

《具体的な要件》

- ・ VR³等の最先端技術 によって、観光の魅力を臨場感がある形で発信するなど、効果的な方法での情報発信 を行うこと。
- ・ 目的地までのルートや交通手段、目的地での観光スポット、ホテル等旅行者に必要な情報を、ICT⁴技術等も活用し、オンデマンドで分かりやすく発信するなど適切な情報発信 を行うこと。

② コンシェルジュ機能

《具体的な要件》

旅行者の関心・ニーズに応じて、

- ・ オーダーメイドで旅行計画を提案する機能 を有すること。
- ・ その場で、目的地までのチケット、目的地での観光施設、交通機関、ホテル等の予約、決済等、必要なサービスの手配をワンストップでシームレスに行う機能 を有すること。

③ 多言語対応機能

《具体的な要件》

- ・ 上記①②について、英語をはじめとした 複数の外国語で提供 すること。

④ 送客施設の規模

《具体的な要件》

- ・ 多数の来訪客のニーズに対応し、上記①～③の機能を適切に発揮するため、適切な規模の情報提供・接客や待合のためのスペースを有すること。

<整理の考え方>

(1) 現状・課題について

現状では、外国人延べ宿泊者数の約6割が三大都市圏に集中するなど、外国人観光客は、東京、大阪をはじめとしたゴールデンルートに集中している。これを全国に波及させるためには、観光客を全国各地に送り出す送客機能が必要であるが、全国各地に多く存在している日本の魅力が外国人旅行者によく知られていない、チケットの手配等の各種サービスをワンストップで提供できる観

³ Virtual Reality の略。仮想現実のことを指す。

⁴ Information & Communication Technology の略。(出典：総務省ホームページ 情報通信白書 用語集)

光案内所等が少ないといった課題がある。

IR への来訪客を全国各地に送り出すためには、全国各地の観光情報等を、観光地の魅力を存分に引き出す臨場感にあふれた手法（VR 等の最新技術の活用等）で発信するとともに、目的地までの旅行計画の提案や交通・宿泊等の手配等のサービスをワンストップで提供することが求められる。

(韓国ソウル市の観光案内所「K-Style HUB」)



(出典) 韓国観光公社英文ホームページ
(観光案内センター(K-Style HUB)におけるVR体験)

(観光コンテンツのVR体験イメージ)



(出典) 凸版印刷株式会社提供資料

(2) 基本的視点との関係について

これらの現状・課題を踏まえた上で、基本的な視点との関係性を整理すると以下のとおりである。

【基本的な視点1との関係】

世界中から IR を訪れる旅行者を全国各地に送り出すためには、全国各地の観光の魅力を VR 等の旅行者を惹きつける方法で発信する「ショーケース機能」とともに、国内旅行の提案やチケットの予約・決済等のサービスの手配をワンストップで担い、各地へのスムーズな旅行を実現する「コンシェルジュ機能」を備えた施設とすることが必要である。

【基本的な視点2との関係】

送客施設の機能を効果的に発揮させるためには、利用者のニーズに応じた接客・待合等のスペース等十分な規模を確保することが必要である。しかしながら、それぞれの IR の特性や利用者のニーズが様々であることから、施設の要件としてその規模について一律に定めることは適切ではない。

【基本的な視点3との関係】

送客施設の機能を効果的に発揮させるためには、立地地域の特性や IR の来訪客の多様なニーズに対応し、民間事業者が都道府県等や DMO⁵等の関係機関と連携し、創意工夫をいかして取り組むことが適切であることから、具体的

⁵ Destination Management Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。(出典：観光庁 HP)

な手法については都道府県等や民間事業者に委ねることが適切である。

4. 宿泊施設の要件

<政令の方向性>

宿泊施設については、宿泊施設全体として、一定規模以上の総客室面積を有するものの整備を求めるべき。

その際、以下の①～③を勘案したものとすべきである。

- ①諸外国の IR の宿泊施設を含め、近年整備された世界水準の宿泊施設の最小の客室の一部屋当たりの客室面積
- ②(i)諸外国の IR の宿泊施設を含め、近年整備された世界水準の宿泊施設の最小のスイートルームの一部屋当たりの客室面積
(ii)諸外国の IR の宿泊施設の総客室数に対するスイートルームの割合
- ③諸外国の IR の宿泊施設の総客室数

<整理の考え方>

(1) 現状・課題について

諸外国の宿泊施設や日本の既存の宿泊施設の現状(表2参照)を見ると、

- ・ 最小客室面積の平均は、スイートルームで見ても、それ以外の客室で見ても、世界的なブランドの宿泊施設や諸外国の IR の宿泊施設は同水準であり、日本の宿泊施設を大幅に上回っており、
- ・ 総客室数の平均は、諸外国の IR の宿泊施設が他の宿泊施設と比較して相当程度大規模であり、
- ・ 総客室数に対するスイートルームの割合の平均は、諸外国の IR の宿泊施設が他の宿泊施設の割合と比較してかなり高い状況となっている。

(表2：諸外国の宿泊施設等の現状分析)

		世界的なブランドの宿泊施設※1	諸外国のIRの宿泊施設※1※2	日本を代表する宿泊施設※3	日本の大規模な宿泊施設
最小客室面積 (㎡)	スイートルームの最小客室面積の平均	67.0	65.6	58.7	64.1
	最小客室面積の平均	39.7	40.0	29.0	17.7
客室数	総客室数の平均	273	2,495	930	1,554
	スイートルーム数の平均	35	617	47	28
	スイートルーム割合※4の平均(%)	14.8	19.2	5.3	2.3

※1:直近10年間(2009年以降)で整備されたものの平均。 ※2:IRの立地する国・地域ごとに平均を算出した上で、全体の平均を算出。
 ※3:「帝国ホテル東京」、「ホテルオークラ東京」、「ホテルニューオータニ東京」の3施設の平均
 ※4:上記の「スイートルーム数」を「総客室数」で除したのではなく、スイートルームの客室数が判明している宿泊施設の割合を平均したもの。
 (出典)各施設HPやヒアリング等を基に事務局において作成。

(2) 基本的視点との関係について

これらの現状・課題を踏まえた上で、基本的な視点との関係性を整理すると以下のとおりである。

【基本的な視点1との関係】

宿泊施設もIRを構成する誘客施設の一部として宿泊需要を生み出すものである必要がある。しかしながら、上記のように、我が国の宿泊施設は、一部屋当たりの客室面積が諸外国と比較して狭いこと等により、世界中から訪れる観光客が宿泊施設に求める世界水準の面積に到達していない。このため、世界水準の面積を参考に、同程度の面積を有する客室を整備することを念頭に置き、基準を検討することが必要である。

また、国内外を問わず、富裕層の来訪を促進する観点から、世界水準で富裕層の需要にも対応できるスイートルーム等の客室を、まとまった規模で整備する必要がある。このため、スイートルーム等について、世界水準の面積やスイートルーム等の客室の総客室数に占める割合を参考に、同程度の面積を有する客室、同数程度のスイートルームを整備することを念頭に置き、基準を検討することが必要である。

【基本的な視点2との関係】

IRは世界中から観光客を集める施設であるため、IRの宿泊施設はその来訪客の数に相応しい規模であることが必要である。また、カジノ収益を活用したナショナル・プロジェクトとして整備されるIRの一部として整備する以上、宿泊施設全体として相当程度大規模なものの整備を求める必要がある。

【基本的な視点3との関係】

上記【基本的な視点2との関係】に記載されているように、宿泊施設全体として相当程度大規模なものの整備を求めることは必要であることから、一定規模以上の総客室面積を有することを要件として求めることは必要である。しかしながら、具体的なスイートルーム及びそれ以外の客室各々の一部屋当たりの客室面積、スイートルーム割合、総客室数や具体的な客室の種別・構成等については、IR事業の効果を最大化するためにも、民間事業者の創意工夫に委ねることが適切である。

Ⅱ. 専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限の考え方

<政令の方向性>

- ・ 「ゲーミング区域の床面積の合計」は、「IR 施設全体の面積」に対する「一定の割合」を超えない面積 とすべき。
- ・ 具体的には、「IR 施設全体の面積」は、「IR 施設の建築物の床面積の合計」とし、「一定の割合」は、シンガポールの実例を踏まえ、「3%」 とすべき。

<整理の考え方>

IR 整備法第 41 条第 1 項第 7 号において、「カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと」がカジノ免許を付与する際の基準とされており、ゲーミング区域の床面積の合計の上限は政令で定めることとされている。

IR 整備法の目的や国会審議の議論等を踏まえ、当該上限を算出するために必要となる分子及び分母を検討する必要がある。具体的には、分母は、IR 区域の面積や建築物の敷地面積ではなく、IR 施設の公益的機能を発現する部分と捉えることができる IR 施設の建築物の床面積の合計とし、政令で定めることが適切である。また、その割合については、厳格なカジノ規制の下で公共政策としてカジノを含む IR を整備し一定の効果を上げているシンガポールにおける実例も踏まえて、3%とし、政令で定めることが適切である。なお、分子は、ゲーミング区域となるが、その具体的な範囲については、今後、カジノ管理委員会規則で定めることとされている。

Ⅲ. IR 区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない

施設の考え方

<政令の方向性>

IR 区域以外の地域でカジノ事業及びカジノ施設（以下「カジノ事業等」という。）に関する広告物の表示等が制限されない施設については、国際線（チャーター便を含む。）が就航する空港や外航旅客定期航路事業や外航クルーズ船が就航する港湾の旅客ターミナルとすべき。

なお、これらの施設であっても、日本人も多く利用する区域があることから、広告物の表示等が制限されない区域は、入国審査等、外国人旅客が入国手続（いわゆる CIQ⁶）を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定すべき。

<整理の考え方>

IR 整備法第 106 条第 2 項において、「主として公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設として政令で定めるもの」を除き、IR 区域以外の地域において、カジノ事業等に関する広告物の表示等を行うことは禁止されている。また、当該例外となる施設を定めるに当たっては、附帯決議第 23 項において、「可能な限り限定すること」とされており、この点に留意する必要がある。

カジノ事業等の広告物の表示等が禁止されない具体的な施設の検討に当たっては、IR 整備法の趣旨を勘案すれば、不特定多数の日本人が利用できない施設であることが求められる。このため、シンガポールの例も参考に、国際線（チャーター便を含む。）が就航する空港や外航旅客定期航路事業や外航クルーズ船が就航する港湾の旅客ターミナルに限定することが適切である。

さらに、これらの施設であっても、国内線利用者等出入国を伴わない日本人も多く利用する区域があることから、これらの施設のうち、「入国審査等、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分」に限定することが適切である。

また、空港・港湾の旅客ターミナルにおいて、入国手続を完了した後の区域に、多言語対応機能を備えた外国人旅客向けの観光案内所等が設けられている場合もあるが、これらの設備については不特定多数の日本人が利用する可能性が排除されないことから、原則どおり、広告物の表示等を禁止することが適切である。また、港湾の旅客ターミナルによっては、CIQ スペースを常設せず、イベント等の他の用途と兼用している場合があるが、これらのスペースが他の用途に使用されているときは、「外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に

⁶ 国境を越える交通や物流において必要となる手続である税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称。

滞在することができる部分」には該当しないと整理することが適切である。

その他、公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降等に供する施設として、国内線のみが就航する空港や港湾の旅客ターミナル、鉄道駅、バスターミナルも考えられるが、これらの施設は外国人旅客が必ず利用するとは言えず、また、不特定多数の日本人が利用する施設であることから、カジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設とすることは適切ではない。

IV. マネー・ローンダリング対策（本人確認等の対象となる特定取引の範囲・現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲）の考え方

<政令の方向性>

（本人確認等の対象となる特定取引の範囲）

- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）における「特定事業者」として、カジノ事業者が、本人確認（取引時確認）等を行うことが義務付けられる「特定取引」の範囲は、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換の他、カジノ事業者が管理する顧客の口座の開設や顧客からの金銭の受入れ、貸付け等に係る取引、カジノ行為関連景品類（コンプ）の提供等に係る取引とすべき。
- ・ 「特定取引」のうち、現金とチップの交換等について閾値を定める場合には、FATF⁷勧告（3千ドル/ユーロ）を参考とすべき。

（現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲）

- ・ 現金取引報告（CTR⁸）の対象となる取引の範囲については、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換等、現金の受払いが行われる取引とすべき。
- ・ その 閾値については、米国（1万ドル超）やシンガポール（1万シンガポールドル以上）を参考とすべき。

<整理の考え方>

（1）本人確認等の対象となる特定取引の範囲

犯収法第 4 条及び別表において、同法の「特定事業者」は「特定業務」のうち「特定取引」を行う際に、本人確認等を行うことが義務付けられている。

IR 整備法の附則改正により、IR 整備法第 2 条第 9 項の「カジノ事業者」は犯収法の「特定事業者」として位置付けられており、カジノ事業者の行う業務のうち、IR 整備法第 2 条第 8 項の「カジノ業務（カジノ行為を除く。）」が「特定業務」として位置付けられている。そのうち、「チップの交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引」が「特定取引」とされ、本人確認等を義務付けることとされている。

当該「特定取引」の範囲については、FATF 勧告や米国・シンガポールの例、他の金融業務を参考にしつつ、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換の他、カジノ事業者が管理する顧客の口座の開設や顧客からの金銭の受入れ、貸付け等に係る取引、カジノ行為関連景品類（コンプ）の提供等に係る取引と

⁷ Financial Action Task Force：国際金融作業部会。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための国際基準を策定する多国間の枠組みとして、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言によって設立。

⁸ Cash Transaction Report：現金取引報告。

することが適切である。

その際、これらの取引のうち一定の取引について閾値を定める場合には、**FATF 勧告**（3千ドル/ユーロ）を参考にすることが適切である。

（2）現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲

IR 整備法第 109 条第 1 項において、カジノ事業者が顧客との間で行うカジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引等であって、一定の金額を超える現金の受払いをした場合には、当該取引の内容等をカジノ管理委員会に届け出る（現金取引報告；**CTR**）こととされている。

CTRの対象となる取引については、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換等、現金の受払いが行われる取引とすることが適切であり、その閾値については、米国（1万ドル超）やシンガポール（1万シンガポールドル以上）を参考にすることが適切である。

V. カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪の考え方

<政令の方向性>

- ・ 「「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪として政令で定めるものは、公営競技関係法等違反の罪、売春防止法違反の罪、薬物関係の罪、会社法等違反の罪、刑法上の財産犯、金融関係犯罪、風俗営業関係法令違反の罪、税法違反等のほ脱犯とすべき。
- ・ 「「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」以外の者の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪として政令で定めるものは、それぞれのカジノ事業への関与の程度等に応じて、上記の種類の犯罪の中から必要な罪とすべき。

<整理の考え方>

IR 整備法第 41 条第 2 項第 1 号へ等において、カジノ事業等の健全な運営を確保するため、カジノ事業者等及びその役員、従業者、契約の相手方、主要株主等、施設土地権利者の他、カジノ関連機器等製造業者等や指定試験機関等の免許・許可・認可等の欠格事由として、全ての罪に係る禁錮刑以上の前科、及び IR 整備法違反や刑法の賭博罪等の法定の罪の罰金刑の他、政令で定める罪の罰金刑の前科も規定されている。この政令で定める罪については、カジノ事業に直接関与することとなる「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」と、これら以外の者についてはカジノ事業への関与の程度が異なることから、その対象者ごとにその罪を検討することが適切である。

カジノ事業は、刑法で禁止されている賭博行為を行うことを特権的例外として認めるものであり、また、一定の金融業務やカジノ施設での飲食物の提供・興行等を行い得るものであることから、その健全な運営を確保し弊害を防止する観点から、「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」に係る欠格事由については、金融関係法令や風俗営業関係法令等の他法令の例も参考にしつつ、全ての罪に係る禁錮刑以上の前科、及び IR 整備法違反や刑法の賭博罪等の法定の罪の罰金刑の他、以下の罪の罰金刑の前科とすることが適切である。

- ・ 善良の風俗の確保や反社会的勢力の排除の観点から、公営競技関係法等違反の罪、売春防止法違反の罪、薬物関係の罪
- ・ 健全な組織運営の確保の観点から、会社法等違反の罪
- ・ 健全な事業活動の確保の観点から、刑法上の財産犯、金融関係犯罪、風俗営業関係法令違反の罪、税法違反等のほ脱犯

「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」以外の者に係る欠格事由については、それぞれのカジノ事業への関与の程度等に応じて、全ての罪に係る禁錮刑以上の前科、及び IR 整備法違反や刑法の賭博罪等の法定の罪の罰金刑の他、上記の種類 of 犯罪の中から必要な罪の罰金刑の前科とすることが適切である。

VI. カジノ施設の入場規制（日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外的考え方

<政令の方向性>

(入場規制の例外)

- ・ 「業務又は公務」のために、カジノ施設に入場・滞在する者については、入場料の賦課及び入場回数制限の対象から除くべき。
- ・ その際、カジノ施設への入場・滞在が明示的に禁止されている 20 歳未満の者や 入場回数制限を超過する者であっても、「業務又は公務のためカジノ施設に入場・滞在する場合」は、原則として、カジノ施設への入場禁止の対象から除いた上で、入場料の賦課及び入場回数制限の対象から除くべき。ただし、20 歳未満の者については、青少年の健全育成の観点から、「公務」のために、カジノ施設に入場・滞在する場合を除き、「カジノ行為区画」や「本人確認区画」への入場・滞在を認めないこととすべき。

(一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外)

- ・ いわゆる覆面調査を行う場合等、カジノ管理委員会事務局の職員が所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合は、カジノ行為の禁止の対象から除くべき。

<整理の考え方>

(1) 入場規制の例外について

IR整備法第 69 条第 4 号及び第 5 号、第 173 条、第 176 条並びに第 177 条において、日本人等がカジノ施設に入場する場合に、入場料の賦課及び入場回数制限を課す一方で、その対象となる「入場者」から「政令で定める者」を除外することとしている（同法第 68 条第 1 項第 1 号）。日本人等であっても、例えばカジノ業務で使用する物品の納入等に従事する者やカジノ管理委員会の職員等が「業務又は公務」のためにカジノ施設に入場することが想定され、これらの者について、入場料の賦課及び入場回数制限の対象とすることとすれば、必要な業務又は公務に支障をきたすおそれがあることから、「業務又は公務」のためカジノ施設に入場・滞在する場合には、その対象から除くことが適切である。

また、入場規制の対象として、IR整備法第 69 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に明示されている「20 歳未満の者」や「入場回数制限を超過する者」についても、「業務又は公務」のためにカジノ施設に入場することは想定されることから、入場禁止の対象から除いた上で、入場料の賦課及び入場回数制限の対象から除くことが適切である。ただし、「20 歳未満の者」については、青少年の健全育成の観点から、「公務」のため入場・滞在する場合でなければ、カジノ施設

のうち、「カジノ行為区画」や「本人確認区画」への入場・滞在を認めないことが適切である。

(2) 一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外について

IR 整備法第 174 条において、カジノ行為を行うことが禁止されている者が定められている。具体的には、同条第 1 項において、同法第 69 条各号に掲げられている者を定めるとともに、同法第 174 条第 2 項において、「政令で定める場合」を除いて、カジノ事業者と一定の関係にある者を定めている。

この「政令で定める場合」については、カジノ事業者が適法に業務を行っているかの確認をするいわゆる覆面調査を行う場合等、カジノ管理委員会事務局の職員が所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合とし、カジノ行為の禁止の対象から除くことが適切である。

Ⅶ. その他の主な政令事項の考え方

以下の、その他の主な政令事項については、本推進会議において IR 推進本部事務局から説明を受けたところであるが、技術的・専門的な事項であるため、政府において他法令等を参考に適切に検討を進めるべきである。

○その他の主な政令事項

- ① 特定資金受入業務において、カジノ事業者に保証金の供託が義務付けられる受入残高の最低額（ただし、基準日（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）の時点）（IR 整備法第 84 条第 2 項）
- ② IR 区域の土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為のうち、カジノ管理委員会の認可がない場合でも私法上の効力までは否定されないものの範囲（IR 整備法第 136 条）
- ③ 申告・納付期限の日等、入場料納入金及び納付金の納付手続等（IR 整備法第 179 条等）

おわりに

以上のように、本推進会議においては、IR 整備法に係る一般的な細則に関する政令事項について、その「基本的な考え方」について検討を行い、取りまとめを行った。

日本型 IR は、厳格なカジノ規制を前提とした上で、都道府県等や民間事業者の創意工夫をいかし、これまでにないような国際的な MICE ビジネスを展開し、新たなビジネスの起爆剤となるとともに、日本各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食等の魅力を紹介し、IR 区域への来訪客を全国各地に送り出す、これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート施設である。このように、日本型 IR には、IR が立地されることとなる地域以外の地域も含めて、その効果を波及させ、日本を「観光先進国」へと引き上げるという公益を実現することが求められている。

今後、政府においては、本報告書を基に、厳格なカジノ規制を着実に実行しながら、事業等の公益性が確実に担保されるものとなるようにした上で、都道府県等や民間事業者ならではの創意工夫等をいかして、IR 事業の効果を最大化するよう具体的な制度設計を進めていただきたいと考えている。

その際、附帯決議第 30 項において「政府は、本法に基づく政省令等を定めるに当たっては、国会における議論を踏まえて検討を行うとともに、国会及び国民に対し十分な説明を尽くすこと」とされていることも踏まえ、引き続き、国民への丁寧な説明を通じ、国民の理解を得ていくという点にも留意していただきたい。

(参考資料1)

特定複合観光施設区域整備推進会議 委員名簿

(五十音順、敬称略)

- | | | |
|-----|-----|---------------------------------------|
| 熊谷 | 亮丸 | 株式会社大和総研 常務取締役、
調査本部副本部長、チーフエコノミスト |
| 櫻井 | 敬子 | 学習院大学法学部 教授 |
| 篠原 | 文也 | 政治解説者、ジャーナリスト |
| 武内 | 紀子 | 株式会社コングレ 代表取締役社長 |
| 丸田 | 健太郎 | 有限責任あずさ監査法人 パートナー
公認会計士 |
| 美原 | 融 | 大阪商業大学公共学部 教授 |
| ○山内 | 弘隆 | 一橋大学大学院経営管理研究科 教授 |
| 渡邊 | 雅之 | 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
弁護士 |

(○は議長)

(参考資料2)

本取りまとめに係る特定複合観光施設区域整備推進会議 開催実績

	開催日	議題
第12回	平成30年11月5日	特定複合観光施設区域整備法に係る政令事項
第13回	平成30年11月19日	取りまとめ素案
第14回	平成30年12月4日	取りまとめ案

IR 整備法案の国会審議における中核施設に係る主な政府答弁

- 「国際観光政策として IR を位置付ける意義とはどのようなものか」という趣旨の質問に対して、
- ・ 「(前略) 国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設と収益面での原動力となるカジノ施設とが一体的に運営される日本型 IR は、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となると考えております。
具体的には、これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート施設として世界中から観光客を集め、日本各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力を紹介し、IR 区域への来訪客を全国各地に送り出すことにより、IR が世界と日本の各地とをつなぐ交流のハブとなっていくことが期待されます。このように、日本型 IR は、これまでの他国の IR にはない独自性と国際競争力を有し、幅広く世界中の観光客を引き付けるものと考えております。
今後、我が国の魅力ある多種多様な観光資源を強みとした魅力ある日本型 IR を実現するために、依存防止対策などの課題に万全の対策を講じながら、世界中から観光客を集める滞在型観光を推進してまいります。(後略)」
(平成 30 年 7 月 6 日参議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁)
- 「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光とはどのようなものなのか」という趣旨の質問に対して、
- ・ 「(前略) 日本型 IR は、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設と収益面での原動力となるカジノ施設とが一体的に運営され、これまでにないような国際的な会議ビジネス等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、また、世界に向けて日本の魅力を発信する、まさに総合的なリゾート施設であり、観光や地域振興、雇用創出といった大きな効果が見込まれるものとされ、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となると考えております。(後略)」 (平成 30 年 7 月 6 日参議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁)

- 「IRの立地地域とそれ以外の地域で格差が生じるのではないかと。IRが失敗すれば地域が衰退するのではないかと」という趣旨の質問に対して、
 - ・ 「（前略）日本型IRは、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となると考えております。具体的には、これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート施設として世界中から観光客を集め、日本各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力を紹介し、来訪客を全国各地に送り出すことにより、IRが世界と日本各地とをつなぐ交流のハブとなると考えております。
 - 本法案においては、国際競争力の高い魅力あるIR施設でなければ区域整備計画の認定を行わないこととしており、この日本型IRの実現により、地域の活性化、さらには日本全体の健全な経済成長につながる滞在型観光を推進してまいります。（後略）」（平成30年7月6日参議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁）

- 「国際競争力を有する施設を整備するため、エンジンであるカジノを奨励することになるのではないかと」という趣旨の質問に対して、
 - ・ 「（前略）IRで実現されるこういうノンゲーミング部分の付加価値、これは、まさしく究極のIR制度の目的であります、日本を観光先進国にしていく原動力にするということをございまして、そのためにIR制度が設計されているというふうに理解してございます。」（平成30年5月30日衆議院内閣委員会 政府参考人答弁）

- 「地方がIRを誘致するインセンティブはどのようなものか」という趣旨の質問に対して、
 - ・ 「IR制度の設計につきましては、IR推進法の御議論のとき以来、全国的な観点から見ても、日本が国際競争力の高い、そして魅力ある観光政策を推進できる、そういうものにしていくという意識が明確になっているものかというふうに思います。そういう意味で、IRの基本理念といたしましては、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現して、地域経済の振興に寄与するというものになっているのだというふうに考えております。（後略）」（平成30年5月30日衆議院内閣委員会 政府参考人答弁）

- 「IRの中核施設の基準はどのようなものか。地方にも門戸を開くべきではないか」という趣旨の質問に対して、
 - ・ 「(前略) IRの中核的な施設の要件、基準については、IRが立地される地域の特性がさまざまであることも十分に踏まえつつ、我が国を代表することとなる規模等とすること、我が国の魅力をわかりやすく発信することなどを政令等において規定することとしております。なお、IRの区域整備計画は、全ての都道府県又は政令指定都市が申請を行えるものとしております。(後略)」(平成30年5月22日衆議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁)

- 「IR施設に求められる規模等の基準はどのようなものか」という趣旨の質問に対して、
 - ・ 「(前略) 必置施設の基準につきましては、必置施設のそれぞれについて、IRが立地される地域の特性が様々であることも十分に踏まえつつ、我が国を代表することとなる規模とすること等を政令等で規定することとしており、さらに、国際競争力の高い魅力あるIRでなければ区域整備計画の認定を行わないこととしております。(後略)」(平成30年7月6日参議院本会議 石井国務大臣答弁)

- 「地方都市にIRを整備することは難しいのではないか」という趣旨の質問に対して、
 - ・ 「(前略) 必置施設の大きさだとかを含めた基準につきましては、(中略) IRが立地される地域の特性などが様々であることを十分に踏まえつつ、我が国を代表することとなる規模とすることなどを政令などで規定をしていくということを考えておりますし、また、IRを認定するに当たりましては、国際競争力の高い魅力あるIRでなければ区域整備計画の認定を行わないという基準もお示ししているところでございます。
 この区域整備計画は、全ての都道府県又は政令指定都市が申請を行えるということになっておりますので、各地域において、それぞれの特色を生かした創意工夫ある区域整備計画が作成されるということを期待している次第でございます。(中略) 日本は津々浦々まで観光資源、その歴史、文化にあふれるものがあふれているわけでございますので、そういう地域の特性に応じた様々な創意工夫をしていただけるものというふうに期待しているところでございます。」(平成30年7月10日参議院内閣委員会 政府参考人答弁)

○ 「IRにおけるカジノがなぜ合法なのか」という趣旨の質問に対して、

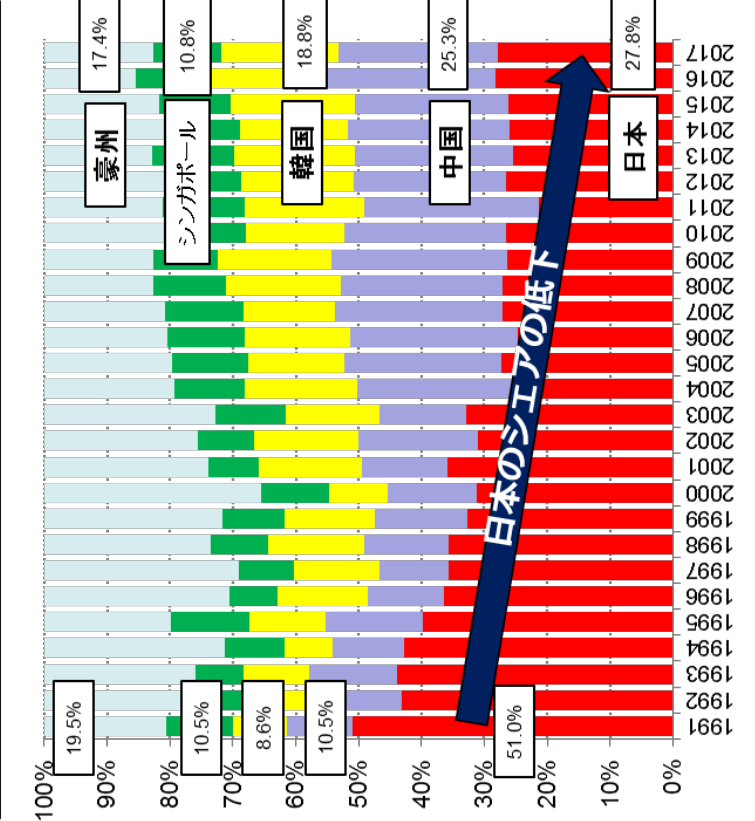
- ・ 「（前略）IR推進法の附帯決議では、IR区域の整備の推進のために必要な措置を講ずるに当たり、目的の公益性等八つの観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう、十分な検討を行うこととされております。政府におけるIR整備法案の立案過程においては、附帯決議で示された八つの観点を踏まえた検討がなされ、特に、目的の公益性や収益の扱いについては、カジノ収益の活用によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興や、カジノ収益の国庫等納付、社会還元を通じた公益の実現、カジノ収益の不当な外部流出の防止、運営主体等の性格については、カジノ事業免許等に基づく事業者などの厳格な管理監督や、認定都道府県等と事業者が共同したIR区域整備の推進による公益の追求など、その趣旨に沿った制度設計がなされております。（後略）」（平成30年7月6日参議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁）

○ 「なぜ『目的の公益性』が満たされていると言えるのか」という趣旨の質問に対して、

- ・ 「IR整備法案では、目的の公益性の観点に関しまして、カジノ収益の内部還元によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興等、カジノ収益の国庫等納付、社会還元を通じた公益の実現を具体化した諸制度を整備しております。

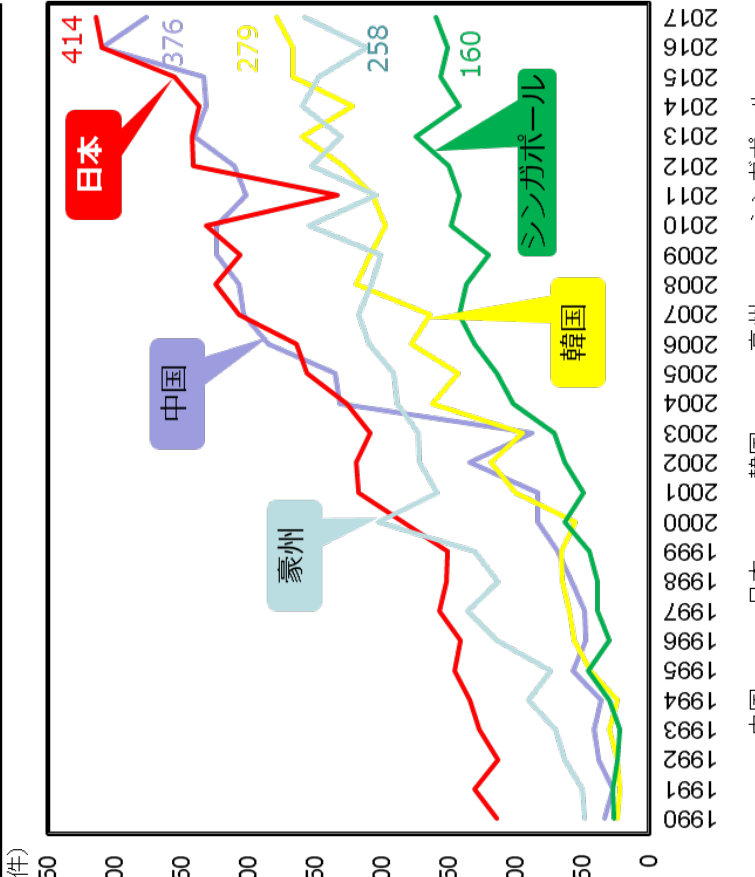
具体的には、カジノ収益の内部還元によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興等につきましては、カジノ事業収益が活用され、一つのIR事業者によりIR事業が一体的、継続的に行われることを区域整備計画の認定基準とすること、IR事業者に対し、カジノ事業収益をIR事業内容の向上等に充当するよう努めることを義務付けるとともに、国土交通大臣がカジノ事業の収益の再投資状況を含めた区域整備計画の実施状況について毎年度評価を行うことを規定しております。（後略）」（平成30年7月12日参議院内閣委員会 石井国務大臣答弁）

アジア・大洋州主要国の国際会議開催催件数
に対する日本のシェア推移
(1991～2017)



(出典) ICCA (国際会議協会) 統計を基に観光庁が作成

アジア・大洋州主要国の国際会議開催催件数
(1991～2017)

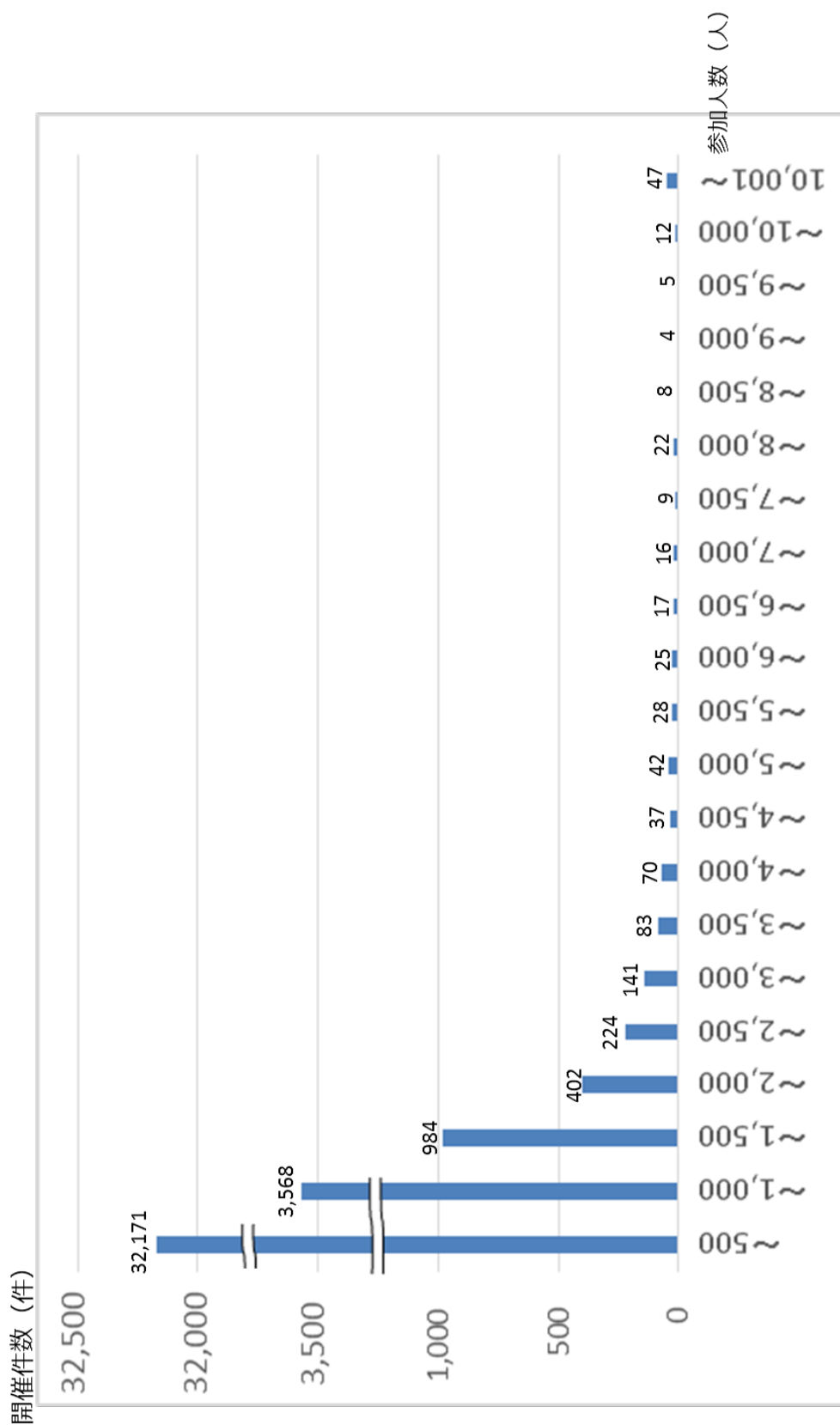


(出典) ICCA (国際会議協会) 統計を基に観光庁が作成

○アジア・大洋州地域を国別に見ると、我が国を含む主要5ヶ国（日本、中国、韓国、シンガポール、豪州）は年々開催件数を伸ばしている。（※日本の開催件数は131件（1991年）から414件（2017年）に増加）
○アジア・大洋州主要5ヶ国の開催件数に占める我が国のシェアは、1991年の51%から低下を続け、2017年は27.8%に落ち込んだが、シェア率は1位を維持している。

(参考資料 4)

世界の国際会議の規模別開催件数（2015年～2017年合計）

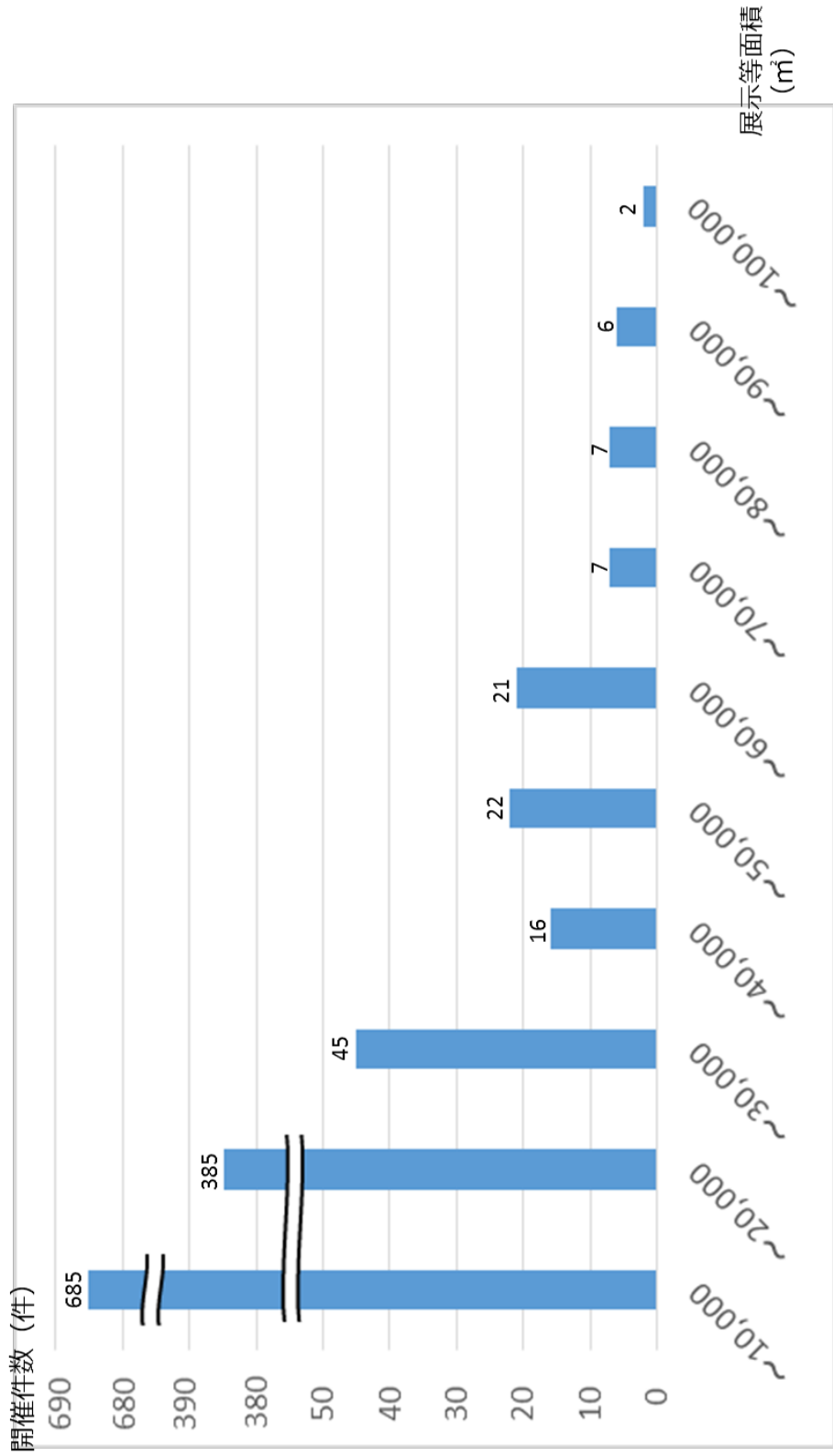


(参考資料5)

※ 参加人数が不明の会議は除く。

(出典) 国際会議協会 (ICCA) 資料 (2018年10月時点) を基に観光庁が作成したものを事務局において編集

我が国の展示会等の規模別開催件数※（2015年～2017年合計）



(参考資料 6)

※ 有効展示等面積 7 万㎡以上の施設（東京ビッグサイト、幕張メッセ、インテックス大阪）で行われたものについて集計。
 ※ 展示等面積が不明の展示会等は除く。ただし、一部、展示等面積区分が分かっているものについては判明している区分ごとの開催件数で割付け。
 （出典）ピーオーピー「2018 展示会データベース」を基に経済産業省が作成したものを事務局において編集

我が国の主な国際会議場施設の概要

	施設名	①最大の国際会議室の収容人数	②会議場施設全体の収容人数	②÷①
1	東京国際フォーラム	5,012	10,642	2.1
2	パシフィコ横浜 ※1	5,002	11,276	2.3
3	シーガイアコンベンションセンター	3,300	5,959	1.8
4	名古屋国際会議場	3,012	9,868	3.3
5	福岡国際会議場	3,000	5,047	1.7
6	大阪府立国際会議場	2,754	8,578	3.1
7	大宮ソニックシティ	2,505	5,023	2.0
8	札幌コンベンションセンター	2,500	5,637	2.3
9	国立京都国際会館	1840 (4,684) ※2	11,754	2.5
10	長良川国際会議場	1,689	2,412	1.4
	平均値	3,346	7,620	2.3

※1 平成32年に最大の国際会議室の収容人数5,948人、施設全体の収容人数11,158人の新施設「ノース」が開業予定。

※2 国立京都国際会館は、最大の国際会議室（メインホール）の他、収容人数が近接する、ニューホール（シアター形式で1,644名収容）及びアネックスホール（シアター形式で1,200名収容）を有する。括弧内の数値は3つのホールの収容人数の合計値。「平均値」や「②÷①」は括弧内の数値で計算している。

（出典） 観光庁作成資料及び各施設ホームページを基に事務局において作成

（参考資料7）

我が国の主な展示施設の概要

順位	施設名	有効展示等面積 (㎡)
1	東京ビッグサイト※	95,420
2	幕張メッセ	75,098
3	インテックス大阪	70,078
4	ポートメッセなごや（名古屋市国際展示場）	33,946
5	パシフィコ横浜	20,000
6	石川県産業展示館	17,718
7	西日本総合展示場	16,517
8	神戸国際展示場	13,600
9	マリンメッセ福岡 + 福岡国際会議場	13,540
10	サンシャインシティ・コンベンションセンター	12,513

※ 平成31年7月に総展示面積20,000㎡の南展示棟が開業予定。

（出典）株式会社ピーオーピー「2018見本市展示会総合ハンドブック」を基に経済産業省が作成した資料を事務局において編集

（参考資料 8）

アジア・大洋州で行われた主な大規模国際会議の会場※1（2015～2017年）

番号	会議名	開催地	会場	最大会議室の 通常収容人数 (人)
1	32 Congress of the Asia Pacific Academy of Ophthalmology	シンガポール	Suntec Singapore International Convention & Exhibition Centre	6,200
	24 Annual Meeting of the International Society for Magnetic Resonance in Medicine -ISMRM-	シンガポール	Suntec Singapore International Convention & Exhibition Centre	6,200
	37 Asia Pacific Dental Congress	シンガポール	Suntec Singapore International Convention & Exhibition Centre	6,200
2	ACM SIGGRAPH ASIA 2016	マカオ	The Venetian Macao	約6,100(7,450) ※2
	17 International Dragon Award Annual Meeting	マカオ	The Venetian Macao	約6,100(7,450) ※2
3	17 International Congress of Endocrinology	北京	China National Convention Center	5,700
4	23 World Congress on Intelligent Transport Systems	メルボルン	Melbourne Convention and Exhibition Centre	5,564
	18 International Dragon Award Annual Meeting	メルボルン	Melbourne Convention and Exhibition Centre	5,564
5	Asian Expo and Conference of the International Association of Amusement Parks and Attractions	シンガポール	Marina Bay Sands Pte Ltd.	約5,400(7,000) ※2
	Annual SWIFT Conference and Exhibition	シンガポール	Marina Bay Sands Pte Ltd.	約5,400(7,000) ※2
6	POWER-GEN Asia 2015 Conference & Exhibition	バンタリー(タイ)	IMPACT Arena, Exhibition and Convention	約5,300(6,076) ※2
7	18 World Conference on Lung Cancer	横浜	PACIFICO YOKOHAMA Pacific Convention Plaza Yokohama	5,002
	31 International Congress of Psychology	横浜	PACIFICO YOKOHAMA Pacific Convention Plaza Yokohama	5,002
	19 International Congress of Cytology	横浜	PACIFICO YOKOHAMA Pacific Convention Plaza Yokohama	5,002
8	55 Orient and Southeast Asian Lions Forum	香港	AsiaWorld-Expo Management Limited	5,000

※1 大規模国際会議のうち、会場の最大会議室の収容人数が5,000人以上のものを記載。ただし、会場や会場となった施設のスペースが不明なものは除く。

※2 括弧内に各施設が公表するホールルームの最大収容人数を記載。ホールルームについては、移動式の簡易イスを設置して会議を行う場合が多く、相対的に一人当たりの専有面積が狭くなる傾向にあることから、面積を基準に割り出した標準的な収容人数を括弧外に記載。

(出典) 国際会議協会 (ICCA) 資料 (2018年10月時点) を基に観光庁が作成したものを事務局において編集

送客施設について

(1) 三大都市圏における外国人延べ宿泊者数



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査 (平成29年・年間値(確定値))」より抜粋
 ※三大都市圏: 東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫の8都府県

(2) 「楽しい国 日本」の実現に向けて(提言)(抜粋)

(平成30年3月「楽しい国 日本」の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議(観光庁))

○ VR・AR等の最新技術の活用

観光資源等の付加価値を高める手段として、VR・AR等の最新技術を活用することは大変有効と考えられることから、訪日観光の旅前から旅中、旅後に至る各フェーズにおける満足度を高めるとともに、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、ビジネスモデルの確立のため、今後下記の事項に取り組むべきである。

※VR: Virtual Reality (仮想現実)
 AR: Augmented Reality (拡張現実)

(3) 外国人観光案内所認定区分(カテゴリー)

○ 認定区分と主な認定基準は以下のとおり。

認定区分	主な認定基準	認定件数
カテゴリー3	常時英語による対応が可能。その上で、英語を除く2以上の言語での案内が常時可能な体制がある。全国レベルの観光案内を提供。原則年中無休。Wi-Fi あり。ゲートウェイや外国人来訪者の多い立地。 ※ () 内は、日本全国を対象とした観光施設、交通機関、宿泊施設の予約・発券機能すべてを有するものを内数で示す。	50 (14)
カテゴリー2	少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐。広域の案内を提供。	286
カテゴリー1	常駐でなくとも何らかの方法で英語対応可能。地域の案内を提供。	520
パートナー施設	観光案内を専業としない施設であっても、外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲があり、公平・中立的な立場で地域の案内を提供。	109
		計 965

(出典) 日本政府観光局(JNTO)ホームページに記載の情報を事務局において編集
 ※平成30年9月末現在